

## 清瀬市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地域活性化包括連携協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、清瀬市の地域の活性化と市民サービスの向上及び相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの資源や人材を有効に活用した協働によるまちづくりを推進することにより、清瀬市の地域の活性化と市民サービスの向上を図り、相互の発展に資することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1)地域や暮らしの安全・安心に関すること。
- (2)防災・災害対策に関すること。
- (3)地域産業の振興に関すること。
- (4)観光振興に関すること。
- (5)子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (6)高齢者や障害者の生活支援に関すること。
- (7)その他、シティプロモーションなど清瀬市の地域の活性化と市民サービスの向上に資すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

### （疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

平成 30年 5月 28日

甲 東京都清瀬市中里5丁目842番地  
清瀬市  
市長

渋谷金太郎

乙 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
執行役員

沖 序夫